

ガットの紛争処理手続

清水章雄

はじめに

- 一. ガット紛争処理手続の発達
 - 二. ガット紛争処理手続の内容
 - 三. ガット紛争処理手続の役割
- おわりに

はじめに

ガットの締約国間の紛争処理を目的とする条項は、「関税及び貿易に関する一般協定」（以下「一般協定」という。）及び東京ラウンドにおいて締結された諸協定等の国際文書の中に数多く存在する。

一般協定を例にとると、そのような条項として、第1に、一般的協議を義務づける第22条がある。第2に、一般協定に基づく締約国の利益が害されたときにとられる紛争処理手続を定める第23条がある。第3に、一般協定により締約国に課せられた個々の実体的な義務に関して一定の場合に協議を義務づける条項がある¹⁾。第4に、他の締約国の要請を受けたときに自国の措置の検討が義務づけられる第7条第1項及び第8条第2項のような条項がある。第5に、他の締約国の措置に対する補償又は対抗措置として、ある締約国の譲許を撤回若しく

原稿受領日 1983年7月19日

- 1) 第2条第5項（譲許表）、第6条第7項（ダンピング防止税・相殺関税）、第7条第1項（関税評価）、第8条第2項（輸入手数料・手続）、第9条第6項（原産地表示）、第12条第4項（国際収支制限）、第13条第4項（数量制限の無差別適用）、第16条第1項（補助金）、第17条第4項（国家貿易企業）、第18条第7、12、16、21、22項（政府の関税援助）、第19条第2項（セーフガード）、第24条第7項（自由貿易地域・関税同盟）、第28条第1、4項（譲許表の改正）、第37条第2項（開発途上国に対する約束）など。

は停止すること又は義務を免除することを可能にする条項がある²⁾。第5に、一定の場合に締約国の義務を事前に免除することを規定する第25条第5項（いわゆるウエーバー条項）があり、第6に、一般協定の目的を助長するための締約国の共同行動を可能にする第25条第1項があるが、これらも締約国間の紛争の予防・解決に関して重要な役割を果たすものである。しかし一般協定における紛争処理条項として取り上げられるのは、普通、最初にあげた第22条及び第23条である³⁾。

第22条第1項は、一般協定の運用に関するいかなる事項に関しても、締約国は他の締約国に申立を行うことができ、当事国間の協議が行われなくてはならないことを定める。同条第2項は、第1項に基づく協議により解決が得られなかった場合に、いずれかの締約国の要請により、締約国団が当事国と協議することができることを定めている。

第23条第1項は、一定の要件の備った事項に関して、締約国は他の締約国に申立を行うことができ、当事国間の協議が行われなくてはならないことを定める。同条第2項は、第1項の協議で解決の得られなかった問題の締約国団への付託、締約国団による問題の調査、勧告又は裁定、譲許の停止の許可などを定めている。

一般協定第23条の紛争処理手続については30年以上にわたる運用により一定の慣行が生成し、その手続は東京ラウンドで「通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項」（以下「了解事項」という。）として成文化され、この了解事項は1979年11月の締約国団会議において「決定」として採択された⁴⁾。

2) 第2条第5項、第12条第4項、第18条第7、12、21項、第19条第3項、第28条など。

3) T. FLORY, LE G. A. T. T., DROIT INTERNATIONAL ET COMMERCE MONDIAL 66-78 (1968); J. JACKSON, WORLD TRADE LAW AND THE LAW OF GATT 163-189 (1969); K. DAM, THE GATT: LAW AND INTERNATIONAL ECONOMIC ORGANIZATION 351-375 (1970); R. HUDEC, THE LEGAL SYSTEM AND WORLD TRADE DIPLOMACY 46-48, 223-225 (1975).

4) *Understanding Regarding Notification, Consultation, Dispute Settlement and Surveillance*, 26 GENERAL AGREEMENT ON TARIFFS AND TRADE, BASIC INSTRUMENTS AND SELECTED DOCUMENTS 210 (1979).

IMF 及びガットを軸とするブレトンウッズ体制は1970年代前半に崩壊したと言われているが、ガットは貿易に関する重要な「国際制度」として機能し続けており⁵⁾、ガットの研究は今後も続けられなくてはならない。「国際制度」という用語には、「国際関係の所与の領域において、明示又は黙示の原則、規範、準則及び意思決定手続の集合であって、それを中心として行為者の期待が収斂するもの」という定義を与えることができるとされている⁶⁾。従って国際制度の研究の1つの方法として、その制度がどのような原則、規範、準則及び意思決定手続を有するかを研究することが考えられるが、それには原則、規範又は準則からの逸脱がいかなる意思決定手続によってどのように処理されるかを明らかにすることが必要である。以上を踏まえて、本稿は、ガットの準則（ルール）からの逸脱から生じる紛争がどのように処理されるのかを一般協定第23条の手続を中心にして明らかにしようと試みるものである。

一. ガット紛争処理手続の発達

1. 国際貿易機関憲章の紛争処理手続と一般協定第23条

一般協定は、元来、不成立に終わった国際貿易機関憲章（以下「憲章」という。）の第4章「通商政策」を実施するために作成され、「暫定適用に関する議定書」により1948年1月1日から暫定的に実施された⁷⁾。

憲章には、ある加盟国の利益が他の加盟国により無効化又は侵害されたことにより生じる紛争の処理手続が第8章「紛争の解決」に定められていた。そこでは、①紛争当事国間の協議及び紛争当事国相互の合意に基づく仲裁への付託（⁹³条）、②紛争当事国による執行理事会への付託、執行理事会による一定の措置及び憲章上の義務又は譲許の停止の許可（⁹⁴条）、③紛争当事国の要請があったときの執行理事会による再検討のための総会への付託（⁹⁵条）が定められており、さら

5) 川田侃「相互依存深化のなかの国際経済体制」『世界経済評論』第27巻第3号、1983年3月、46頁。

6) Krasner, *Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables*, 36 INT'L ORG. 185, 186 (1982).

7) 高野雄一『国際組織法（新版）』、有斐閣、1975年、290頁。

に、④法律上の問題について国際司法裁判所の勧告的意見を要請することができ、(勧告的意見であっても) その意見に国際貿易機関は拘束されることが定められていた(96条)。憲章第8章「紛争の解決」はそのままの形では一般協定には受け継がれず⁸⁾、無効化及び侵害に関する条項のみが単独で一般協定に入り、より簡略な手続が定められ、第23条となった。

2. 締約国団会議議長の裁定による紛争処理

憲章第8章のような紛争処理条項が一般協定にはないため、締約国間の紛争に締約国団が介入できるかどうか疑問とされた。また一般協定には、国際通貨基金協定第29条のように、協定の解釈について生じる疑義の解決手続を定める条項もない。そこでガットでは、当初、その準備委員会当時と同様に、締約国団会議議長の裁定(ruling)が紛争処理の手続として利用された⁹⁾。1948年の第2回締約国団会議において2つの紛争がこの手続により解決された。しかしこの会期に締約国団に付託されたもう1つの紛争は作業部会(working party)へ付託され解決がみられた。

3. 作業部会による紛争処理

1949年の第3回締約国団では締約国団へ付託された紛争はすべて作業部会へ付託され、紛争は作業部会へ付託されるという慣行が生じた。

作業部会はガットに限らず広く利用され、全体会議ではなし得ない作業を小人数で効率的に行うものである。作業部会は主要関係国を常にその構成国とし、中立的な立場にある国をも構成国に含めるが、主要関係国間の合意の成立に努めるものである。

第3回締約国団会議の作業部会はこのような一般的な作業部会の性質を持っていたが、1950年の第4回締約国団会議において設置されたオーストラリアの硫安補助金に関するチリ・オーストラリア間の紛争¹⁰⁾を処理するための作業部

8) 高野雄一・筒井若水『国際経済組織法』、東京大学出版会、1965年、172頁。

9) R. HUDEC, *supra* note 3, at 66-67. 以下の作業部会及び小委員会の導入についての記述は同著に依るところが大きい。

10) この紛争の内容については、内田宏・堀太郎『ガット—分析と展望—』、日本関税協会、1959年、601頁を参照のこと。

会はその性質を異にするものであった。作業部会は紛争当事国の他に、英国、米国及びノルウェーの3国により構成され、これら中立構成国が中心的な役割を果たした。そしてこの作業部会の認定は討議なしで締約国団会議により承認された。この紛争解決は、形式的には作業部会によるものであっても、事実上は第三者による司法的解決が行われたものであると評価されている¹¹⁾。

第三者的な作業部会による紛争解決はその後も順調で、1952年の第7回締約国団会議には12件にも及ぶ紛争が付託され、この量的増加のためガットの紛争処理手続に再び変化が生じるのである。

4. 小委員会による紛争処理

第7回締約国団会議で締約国団に最初に付託された紛争は、ノルウェー・西独間の鱈製品輸入取扱に関するものである¹²⁾。両国とも作業部会への付託に同意したが、締約国団議長（ノルウェーの Johan Melander）はその他にも付託された紛争の数が多きことを理由とし、本件及び他の事件を1つの作業部会へ付託することを提案した。さらに数日後、議長は小委員会（panel）の設置が合意されているとし、その議長をカナダの常駐代表の個人名で、他の委員を国名（オーストラリア、セイロン、キューバ、フィンランド及びオランダ）で示し、付託条項と共に提案し、この提案は討議なしに採択された。

この小委員会には紛争当事国及び大国が加えられていなかったことに注意しなければならない。紛争当事国は小委員会で陳述を行う機会を与えられ、後に小委員会委員のみで審理及びその認定の報告の起草が行われた。さらに小委員会は紛争当事国とその報告について討議を行い、その後締約国団に提出するための最終報告を作成した。締約国団会議ではその報告の内容が説明され、討議なしで承認された。

第7回締約国団会議では、他の紛争（ベルギーの家族手当金、ギリシャの譲許税率の一般的引上げ及びギリシャの特別輸入税の3件）¹³⁾も同様に小委員会により判断が下された。他に米国の酪農製品輸入制

11) R. HUDER, *supra* note 3, at 70.

12) この紛争の内容については、内田・堀、前掲注10)、603頁及び道田信一郎「国際取引」『現代の経済構造と法』、筑摩書房、1975年、197頁を参照のこと。

13) これらの紛争の内容については、内田・堀、前掲注10)、602頁を参照のこと。

限に関するオランダ・米国間の紛争¹⁴⁾について作業部会により判断が下されたが、この作業部会は実質的には小委員会と同様の活動を行った。

1953年の第8回締約国団会議において小委員会の設置に至った紛争の付託はなかった。1954年の第9回締約国団会議においては付託された2件の紛争について小委員会が設置された。そしてこの時から小委員会の委員すべてが個人名で指名され、個人の資格で活動することとなった。

この後1963年までに小委員会に付託された紛争は11件あり、そのうち9件について小委員会の判断が下された。小委員会が紛争処理に利用されるようになった1952年から6年後の1958年までの間に、40件の紛争が付託され、そのうち11件に対して何らかの最終的判断が下され、20件については手続の途中で和解が行われ、残りの9件は放棄されている¹⁵⁾。1959年から1961年までの間は一般協定第23条の紛争処理手続は全く利用されていない¹⁶⁾。1962年から1963年までに6件の紛争が付託された。ただしこの6件うち4件までは米国がケネディ・ラウンド関係の通商法案の議会通過を意図してガットの存在意義を知らしめるために申立を行ったものであり、他の2件のうち、ウルグァイと15の先進国の間の紛争は、法律的紛争というより、開発途上国の先進国に対する政策的要求という性格を持つものであった¹⁷⁾。1964年から1970年までの間はわずか4件の紛争しかガットに持ち込まれておらず、さらにこの間は小委員会は全く設置されていない。1970年から1972年までの間に9件の紛争がガットに持ち込まれたが、そのうち8件までが米国の申立によるもので、これもまた東京ラウンド関係の通商法案の議会通過を意図して行われたものである。これらの紛争のうち、英国の繊維輸入制限に関するイスラエル・英国間の紛争及び米国の申立により付託された紛争のうち2件については小委員会により判断が下されている。

以上のように東京ラウンド交渉（1973年～1979年）が始まるまでの一般協定第23条の紛争処理は、①第三者による司法的解決手続という性格をもつ小委員会

14) 同上, 604頁。

15) R. HUDÉC, *supra* note 3, at 84.

16) *Id.* at 216.

17) *Id.* at 81, 216-217.

による手続が盛んに利用された1952年～1958年、②この手続の利用が急減した1959年～1969年、③主として米国の申立によりこの手続が再び利用され始めた1970年～1972年の3つの時期に分けられる。

①の時期に盛んに利用されていた一般協定第23条の紛争処理手続が②の時期にそれほど利用されなくなったこと主な理由は、ガットのルールに対する締約国の態度が変化したことである¹⁸⁾。①の時期には、締約国は戦後の自由貿易の拡大による世界経済の建直しという共通の目標を持ち続けており、その目標達成の手段である精密なガットのルールは経済活動の明確なガイドとなり得た。しかもガットのルールの適用は柔軟に行われ、そのことがかえって一般協定中の成文のルールを発展させ、また締約国によるガットのルールの遵守を容易にした。従ってそのルールを適用して行われる紛争処理手続も盛んに利用された。ところが②に時期に入ると、世界経済における米国の比重の低下及び EC・日本の比重の上昇並びに南北格差の増大などに見られる世界経済構造の変化につれてガットのルールには時代遅れとなるものが生じ、多くの締約国にとってそれを完全に遵守することが實際上困難な状況となった。このような状況に対して、1947年に制定され1955年に小規模な改正があっただけの一般協定を根本的に改正するより、個々の問題の解決を主に外交交渉によってプラグマティックに行うという対処方法がとられた。この方法の正当化のためガットには一種の反リーガリズム (antilegalism) が見られるようになった。そのような状況においては司法的解決手続という性格を持つ小委員会による紛争処理手続が利用されなくなるのは当然考えられることである。

5. 開発途上国用紛争処理手続

反リーガリズムの見られる60年代のガットにおいて、リーガリストックな行動を部分的にせよ見せた国には、前述のように米国があるが、それ以外に、

18) Roschke, *The GATT: Problems and Prospects*, 12 J. INT'L L. & ECON. 85, 86-89 (1977); Hudec, *GATT Dispute Settlement after the Tokyo Round: an Unfinished Business*, 13 CORNELL INT'L L. J. 145, 152-153 (1980); Lipson, *The Transformation of Trade: the Sources and Effects of Regime Change*, 36 INT'L ORG. 417, 433-437 (1982).

ガットの法的・制度的枠組の変革を試みることにより開発途上国もそのような行動を見せている¹⁹⁾。その試みの成果の1つが一般協定第4部「貿易と開発」(1964年採択、1966年発効)である。一般協定第4部の採択に伴い設置された貿易開発委員会において討議された事項の中に開発途上国・先進国間の紛争処理手続の問題があり、1966年4月に開発途上国が先進国に対して申立を行う場合の紛争処理に関する特別な手続²⁰⁾が採択された。この特別手続は「きわめて妥協的」²¹⁾で「不十分」²²⁾な改革であるとする意見がある一方、「開発の国際法の創造へのまた1つの貢献である」²³⁾とする意見もある。以下に記す手続の内容を見れば、開発途上国を多少なりとも有利な立場に置こうとするものであることが分かるであろう。

この手続がガットの従来の紛争処理手続と異なる点は、ガット事務局長の周旋を制度化したこと及び手続の各段階に時間的制限を設けたことである。すなわち、紛争当事国間の協議により紛争が解決しない場合、申立国は事件を事務局長に提示することができ、事務局長は紛争当事国及び関係国際機関と協議をし、さらに紛争の解決を容易にするために周旋を行うことができるとされている。周旋により紛争が2カ月以内に解決しないときは、申立国は事務局長に対し締約国団又は理事会に報告することを要求できる。事務局長の報告を受理した後、直ちに、締約国団又は理事会は小委員会を設置する。小委員会は60日の間、調停活動を行う。60日の経過後、小委員会はその認定及び勧告を締約国団又は理事会に提出し、締約国団又は理事会はそれを審査・承認する。それから90日以内に当事国が勧告内容に従わないときは、締約国団は申立国に対し譲許その他義務の停止を許可することができる。譲許その他の義務の停止が開発途

19) 佐分晴夫「GATTと発展途上国」『国際法外交雑誌』第82巻第2号、1983年6月、43-45頁。

20) *Procedures under Article XXIII*, 14 GENERAL AGREEMENT ON TARIFFS AND TRADE, BASIC INSTRUMENTS AND SELECTED DOCUMENTS 18 (1966).

21) 佐分、前掲注19)、45頁。

22) 同上、64頁。

23) O. DE RIVERO, *NEW ECONOMIC ORDER AND INTERNATIONAL DEVELOPMENT LAW* 67 (1980).

上国により行われるため実効的でないときは、90日後に締約国団は新たな措置をとることを決定することができる。なお、小委員会は申立の対象となっている先進国の措置が開発途上国の貿易及び経済発展に及ぼす影響に適切な考慮を払うことが求められている。

6. 東京ラウンド交渉

世界経済構造に変化が起り²⁴⁾、新たな保護主義傾向の高まった1960年代及び1970年代初期の状況に対してとられた対応の1つは、ガットの新しいラウンドにより多角的な貿易交渉を行うことであった。1973年9月14日に第7回ガット閣僚会議が東京で開催され、「多角的貿易交渉に関する東京宣言」²⁵⁾が採択され、それにより正式に開始した新国際ラウンドは東京ラウンドと呼ばれ、1979年4月12日に交渉の妥結内容を示す「議事録」²⁶⁾(Procès-verbal)が署名のために開放されて実質的に終了した²⁷⁾。それまでのガット・ラウンド交渉に比べて東京ラウンドの最も大きな特色は、ダンピング防止²⁸⁾、補助金・相殺関税²⁹⁾、関税評価³⁰⁾、スタンダード³¹⁾、ライセンス³²⁾、民間航空機貿易³³⁾、政府調

24) 前述 111 頁。

25) *General Agreement on Tariffs and Trade: Tokyo Declaration on Multilateral Trade Negotiations* [September 14, 1973], 12 INT'L LEGAL MATERIALS 1513 (1973); 東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』, 日本関税協会, 1980年, 50頁。

26) 同上 42 頁では「調書」とされている。

27) 東京ラウンドに関しては、東京ラウンド研究会編、前掲注 25) の他、Graham, *Results of the Tokyo Round*, 9 GA. J. INT'L & COMP. L. 153 (1979); McRae & Thomas, *The GATT and Multilateral Treaty Making: The Tokyo Round*, 77 AM. J. INT'L L. 51 (1983) などを参照のこと。

28) 関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定〔昭和 55 年条約 7 号〕(以下「ダンピング防止協定」という)。

29) 関税及び貿易に関する一般協定第 6 条、第 16 条、第 23 条の解釈及び適用に関する協定〔昭和 55 年条約 8 号〕(以下「補助金協定」という)。

30) 関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定〔昭和 55 年条約 9 号〕(以下「関税評価協定」という)。関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定の議定書〔昭和 55 年条約 10 号〕。

31) 貿易の技術的障害に関する協定〔昭和 55 年条約 11 号〕(以下「スタンダード協定」という)。

32) 輸入許可手続に関する協定〔昭和 55 年条約 12 号〕(以下「ライセンス協定」という)。

33) 民間航空機貿易に関する協定〔昭和 55 年条約 13 号〕(以下「航空機協定」という)。

達³⁴⁾、牛肉の貿易³⁵⁾、酪農品の貿易³⁶⁾などの関税引下げ以外の分野に関する条約が締結されたことである。これらの条約のうち、ダンピング防止協定(15条)、補助金協定(12, 13, 17, 18条)、関税評価協定(19, 20条)、スタンダード協定(14条)及び政府調達協定(7条)は、これまでのガットの紛争処理手続と同様のものであるが、それぞれ独自の紛争処理手続を有している。ライセンス協定は独自の手続を有せず、一般協定第22条及び第23条の例によるものとしている(4条項)。航空機協定は一般協定第22条及び第23条並びに了解事項の規定を準用することとしている(8条項)。牛肉取極及び国際酪農品取極には紛争処理に関する規定はない。

東京ラウンドのもう一つの特色は「世界貿易の運営のための国際的な枠組の改善」³⁷⁾について交渉が行われたことである。この問題を扱う交渉グループ(いわゆるフレームワーク・グループ)は開発途上国の要望により設立された。そこでは開発途上国問題³⁸⁾及びガットのルールの見直しの問題について交渉が行われた。後者の問題は特に先進国側から持ち出され、その中にガットの紛争処理手続の見直しの問題が含まれていた。これは主として米国の要求によるものである。米国の1974年通商法のうち、大統領に通商協定に関する交渉を行う権限を与える部分³⁹⁾は、「国家又は国際貿易に関する機関の間の定期的な協議のための手続並びに国家及びそのような機関の間の通商上の紛争を司法的に解決する手続を設立するために必要な改正」を通商協定に加えるために必要な措置を大統領がとることとすると定めている⁴⁰⁾。

34) 政府調達に関する協定〔昭和55年条約第14号〕(以下「政府調達協定」という)。

35) 牛肉に関する取極〔昭和55年外務省告示第148号〕(以下「牛肉取極」という)。

36) 国際酪農品取極〔昭和55年外務省告示第169号〕。

37) 「多角的貿易宣言に関する東京宣言」第9項。

38) Meier, *The Tokyo Round of Multilateral Trade Negotiations and the Developing Countries*, 13 CORNELL INT'L L. J. 239 (1980); 佐分, 前掲注19), 62-64頁。

39) Jackson, Louis & Matsushita, *Implementing the Tokyo Round: Legal Aspects of Changing International Economic Rules*, 81 MICH. L. REV. 267, 340-351 (1982) を参照のこと。

40) 19 U. S. C. A. § 2131 (a) (9) (West 1980)。

前述のように、米国は東京ラウンド交渉開始直前の時期にガットの紛争処理手続を盛んに利用したが、それは交渉開始後も同じであった。1973年から1979年までの間に米国は8件の紛争についてガットの紛争処理手続を利用した⁴¹⁾。さらにこのような米国の動きに伴い、1973年に EC が米国の税法に関して持ち込んだ紛争⁴²⁾を初めとして、この時期に米国以外の国が12件にのぼる紛争についてガットの紛争処理手続を利用した。以上の件数は1950年代のものに匹敵する。このような件数の増加は東京ラウンドにおいて紛争処理手続について交渉を促す原因の1つとなったのと同時に、反対に東京ラウンドにおける紛争処理手続の交渉がそのような件数の増加の原因の1つとなったとも言えるであろう。

以上のような推移にもかかわらず EC 及び日本は東京ラウンドにおいて紛争処理手続について交渉することに對し激しく抵抗したと伝えられている⁴³⁾。これに對し、開發途上国はその政治・經濟的立場から考えると有効な紛争処理手続が存在した方が都合良く、紛争処理手続について交渉することに賛成であった。さらに開發途上国は、違反国に對し全締約国が制裁を行うこと、損害を受けた開發途上国は金銭損害賠償を得られるようにすることなど先進国に對して使用することのできる制裁を増強することを要求した⁴⁴⁾。しかし根本的な政治的制約が存在する以上、極端な制度の改革には現実的な可能性がなく、前述のように、それまでのガットの紛争処理手続に関する慣行が成文化され、了解事項として合意されただけである。開發途上国については、1966年に採択された前述の開發途上国用手続が再確認された（了解事項7項）。

この了解事項については、「紛争処理を促進させるはずのものが、この余計な協定によって GATT 23条自体を無意味なものにしてしまったのである」⁴⁵⁾

41) Hudec, *supra* note 18, at 181-182.

42) Reports, *General Agreement on Tariffs and Trade: Panel Reports on Tax Measures and Agricultural Policy*, 20 INT'L LEGAL MATERIALS 843 (1981).

43) (Conference), *Reform of the International Trading System (Especially Dispute Settlement)*, 84 F. R. D. 590, 592 (1980).

44) Hudec, *supra* note 18, at 158; 佐分, 前掲注19), 64頁。

45) 山本美彦「GATTとNIEO」『貿易と関税』第31巻第5号, 1983年5月, 20頁。

とする否定的な意見もあるが、「現行規定の基本的なメカニズムを支持するとともに、これを一層効果的なものとするため、特に紛争解決手続における従来の慣行をより明確にし、その迅速かつ衡平な解決を図るための改善を行っている」⁴⁶⁾、「紛争解決手続の実効性を確保するベースが出来たことになる」⁴⁷⁾、紛争処理手続が「東京ラウンドでキチッとできあがった」⁴⁸⁾等、肯定的な意見も多い⁴⁹⁾。了解事項が採択されたことは、小委員会による司法的解決手続という性格を持った紛争処理手続の正当性が確認されたことを意味する。了解事項のそれ以上の評価は内容を検討し、今後の運用を見た上で下されるべきである。内容の検討は次節以下で行う。現時点では運用について十分な考察を行うことはできない。ただこの了解事項が採択された後もガットの紛争処理手続は利用され続け、1980年から1982年半ばだけをとっても利用件数は5件となっている⁵⁰⁾ことに注意すべきである。

なお、1982年11月にジュネーブにおいて開催された第8回ガット閣僚会議⁵¹⁾において採択された閣僚宣言の紛争解決に関する部分⁵²⁾（以下「閣僚宣言」という。）が、了解事項にわずかな改正を加えている。

二. ガット紛争処理手続の内容

1. 手続の対象

一般協定第23条第1項及び了解事項の附属書「紛争解決の分野におけるガットの慣習的慣行の記述に関する合意（第23条第2項）」⁵³⁾（以下「附属書」という。）第9

46) 伊藤哲治「ガット用語の知識 17 協議・紛争解決手続」『貿易と関税』第28巻第9号、1980年9月、41頁。

47) 東京ラウンド研究会編、前掲注25)、242頁。

48) 吉川共治「ガット閣僚会議を終えて」『貿易と関税』第31巻第2号、1983年2月、22頁。

49) 以上の他、了解事項の評価については、*Multilateral Trade Negotiations: Dispute Settlement*, [1980] PROCEEDINGS AM. SOC. INT'L L.140; (Conference), *supra* note 43 なども参照のこと。

50) 「国際機関情報 GATT」『貿易と関税』第30巻第12号、1982年12月、38頁。

51) 第8回ガット閣僚会議については、吉川、前掲注48)を参照のこと。

52) *GATT: Ministerial Declaration*, 17 J. WORLD TRADE L. 67, 71-73 (1983).

53) *Agreed Description of the Customary Practice of the GATT in the Field*

項によれば、一般協定第23条の紛争処理手続の対象となるのは、一般協定に基づいて締約国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されたことにより生じた紛争のみである。

一般協定第23条の無効化・侵害という概念の元をただすには第2次世界大戦前にさかのぼらなければならない。通商条約における無効化・侵害条項の必要性を最初に指摘したのは1933年のロンドン世界経済会議⁵⁴⁾の貿易専門家グループの報告書であるとされている⁵⁵⁾。通商条約は相互主義に基づくバランスのとれた貿易を中心的課題とし、それを達成するために関税の相互引下げを行う。しかし貿易政策の手段は関税率に限られる訳ではないし、貿易は他の国内的措置によっても影響される。そのすべてについてあらかじめ条約で法的義務を課しておくことは不可能であるので、貿易のバランスに悪影響を及ぼす措置すべてに適用することのできる一般条項が必要となる。そのために考え出されたのが、当事国の条約に基づく利益が無効にされ又は侵害されたときに救済がなされるように規定しておく無効化・侵害条項である。逆に言えば、無効化・侵害条項は当事国間の利益のバランスの維持を目的とするものである。従って自国の条約に基づく利益が無効にされ又は侵害されたとき、その原因となった措置をとった相手国が条約に基づく義務に違反している場合だけでなく違反していない場合でもこの条項を援用することができる。

一般協定第23条第1項においても、「(a) 協定に基く義務の履行を怠った結果として」だけでなく、「(b) 協定の規定に抵触するかどうかを問わず、何らかの措置を適用した結果として」、又は「(c) その他何らかの状態が存在する結果として」利益の無効化又は侵害が起った場合にも同条を援用できるとされている。但し慣行によれば(a)の一般協定に基づく義務の違反がある場合と(b)及び(c)の義務の違反がない場合について、举证責任の分配が異なる

of Dispute Settlement (Article XXIII: 2), GENERAL AGREEMENT ON TARIFFS AND TRADE, supra note 4, 213.

54) ロンドン世界経済会議前後の状況については、麻田四郎「ブレトン・ウッズへの途」『商学討究』第32巻第2号、1981年11月、4頁を参照のこと。

55) HUDEC, *supra* note 3, at 20.

る（⁵附属書）。すなわち、義務違反のある場合は、一応 (*prima facie*)、無効化又は侵害があるものと推定される。これは、ガット・ルールの違反は他の締約国の利益を害することが推定され、申立を受けた相手方締約国がその反証をしなければならぬことを意味する。そしてこの場合、申立国からの要請があれば、事態が重大であるために譲許又は義務の停止の許可が正当とされるかどうかを考慮することが、事実上、要求される。これに反して、一般協定に違反しない他の締約国の措置又はただ単に何らかの一般的状況により無効化又は侵害が生じたと主張する場合は、申立国がそれを立証しなくてはならない。

このように一般協定第23条は他の締約国が一般協定に基づく義務に違反していなくとも自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害された場合には締約国は救済を得られることを定めている。このことを指して「権利の存するところ、すなわち救済あり」⁵⁶⁾ という法諺を振り、「権利の存しないところ、すなわち救済あり」と言われている⁵⁷⁾。しかし「権利の存するところ、すなわち救済あり」は一般協定第23条については必ずしも常に妥当しない。すなわち利益の無効化・侵害がなければ、たとえ「権利の存するところ」であっても救済は与えられないのである。一般協定に単に違反しただけであって利益の無効化・侵害が生じなければ一般協定第23条を援用することはできない。これについて国内契約法を類推して、無効化・侵害と呼ばれる「損害」の存在が一般協定第23条の援用には必要であると説明されている⁵⁸⁾。

2. 手続の過程

(1) 協議

ガットの目的は締約国同士が交渉により相互的かつ互恵的な合意をすることにより達成される（^{一般協定前文、}28条の2等）。この交渉主義を補完するのが協議主義である⁵⁹⁾。紛争処理においても一般協定第23条第1項により紛争当事国間の協議が

56) *Ubi jus ibi remedium.*

57) DAM, *supra* note 3, at 358.

58) JACKSON, *LEGAL PROBLEMS OF INTERNATIONAL ECONOMIC RELATIONS* 426 (1977).

59) 前掲注1) にあげた条項を参照のこと。

義務づけられている。この協議なしでは同条第2項に定められている手続を開始することができない（了解事項6項）。言わば協議前置主義がとられているのである。協議によっても解決が得られなかった場合に初めて手続の次の段階に進むことができるのは、前述の東京ラウンドで締結された各種協定についても同じである（ダンピング協定15条2, 3項, 補助金協定12条, 13条1項, スタンダード協定14条2, 4項, 政府調達協定7条4, 6項）。なかでも補助金協定は協議を続けられる期間を協議の要請から30日に限っている（13条1項）。ただしこの期間は合意によって延長することができる（同項注）。他の協定及び一般協定第23条第1項による協議の期間は日数を定められていないが、協議の要請には直ちに応じ、協議を迅速に終了するように努めなければならない（了解事項4項）。

(2) 周旋及び調停

開発途上国が先進国に対して申立を行う紛争については、協議により解決が得られないとき、申立国である開発途上国はガット事務局長に周旋を要請できることは前述の通りである。この場合、ガット事務局長は締約国団議長及び理事会議長と協議することができる（了解事項8項）。

その他の紛争についても当事国は合意により周旋を要請することができる。この場合に、了解事項8項では誰に周旋を要請できるか具体的には定められていなかった。しかし閣僚宣言(i)項により、当事国の合意により事務局長又はその指名する者の周旋を要請できるとされた。さらに、これは調停手続であることが明示され、迅速に行われると定められた。事務局長は理事会に調停の結果を報告する。

協議により解決の得られなかった紛争について、ダンピング防止協定では、同協定第14条により設置される「ダンピング防止措置に関する委員会」に問題を調停のために付託することができると定められている（15条3項）。調停の期間は3カ月に限られている。調停により解決が得られなかった場合にのみ手続の次の段階に進むことができるとし、調停前置主義がとられている。これは他の協定についても同様である。ただし補助金協定は調停の期間を30日としており（17条3項）、関税評価協定（20条1項）、スタンダード協定（14条2項）、及び政府調達

協定（ $\frac{7}{6}$ 条項）においては同様の手続について調停のかわりに調査という用語が使われている⁶⁰⁾。

なお関税評価協定及びスタンダード協定の2つにおいては、技術的検討を要する事項につき、それぞれ、技術委員会（ $\frac{定}{20}$ 条 $\frac{2}{2}$ 項）又は技術専門部会（ $\frac{スタンダード}{14}$ 条 $\frac{9}{9}$ 項）による検討の手続が定められている。

(3) 小委員会又は作業部会の設置

以上の協議又は周旋等では解決が得られない場合に手続は次の段階に進む。一般協定第23条第2項により、紛争を締約国団に付託することができるのである。いずれか一方の紛争当事国の要請があれば、締約国団は確立した慣行に従って小委員会又は作業部会の設置について決定する。小委員会の利用が、1952年以来、通常の手続となったとされているが（ $\frac{附属書}{6}$ 項⁽ⁱⁱⁱ⁾），その設置は締約国団の義務とはされていない⁶¹⁾。小委員会は常に設置されるものとはされていないのであり、さらに附属書同項では、関係締約国が申立を検討し、理事会に提出するための申立に対する返答を準備する機会を持った後でなければ、小委員会の設置がなされなかったという慣行が明らかにされている。

これに反して、ダンピング防止協定では紛争当事国のどちらか一方の要請があった場合に、委員会は小委員会を設けるものとされている（ $\frac{15}{4}$ 条⁶²⁾）。これは補助金協定（ $\frac{18}{1}$ 条 $\frac{1}{1}$ 項），関税評価協定（ $\frac{20}{5}$ 条 $\frac{5}{5}$ 項），スタンダード協定（ $\frac{14}{14}$ 条 $\frac{14}{14}$ 項）及び政府調達協定（ $\frac{7}{7}$ 条 $\frac{7}{7}$ 項）においても同様である。

小委員会が設置されることになると、事務局長が関係締約国の合意を得て小委員会の委員（ $\frac{事件により}{3\sim 5}$ 名）を指名し、締約国団がこれを承認する（ $\frac{了解事項11項、}{附属書6項}$ ⁽ⁱⁱⁱ⁾）。紛争締約国は7日以内に小委員会委員の指名について同意し、やむを得ない理由のある場合を除いては事務局長による委員の指名に反対しない（ $\frac{了解事項}{12}$ 項¹²）。

60) 国際法においては、周旋、調停、調査（審査）の間には、「慣行上はほとんど相互の区別が認められない」とされている。筒井若水『国際法Ⅱ』，青林書院新社，1982年，77頁。

61) 了解事項第10項では、... the CONTRACTING PARTIES would decide on its establishment ... と規定されている。

62) ... the Committee shall, at the request of any party to the dispute, establish a panel ... と規定されている。

紛争当事国の国民（関税同盟又は共同市場が紛争当事者となつて
いるときはその加盟国の国民を含む。）は小委員会の委員
にならない。小委員会の委員は公務員であることが望ましいとされているが、
例外的に非公務員が委員となったこともある。通常はガットの常駐代表又は締約
国の中央官庁の公務員の中から選ばれ（附属書
6項(ii)）、実際には北欧諸国及びスイス
の出身であることが多い⁶³⁾。開発途上国と先進国の間の紛争には開発途上国出
身の委員が含まれることが慣行となっている（附属書
6項(ii)）。たとえ公務員であつ
ても小委員会の委員は政府の代表としてではなく個人の資格で独立して活動す
る（了解事
項14項）。

小委員会の構成は締約国団の設置の決定から通常30日以内になされなくては
ならない（了解事
項11項）。この構成を容易にするため、貿易関係、経済開発及びガ
ットに関する他の事項の分野で資格を有し、小委員会の委員となることのでき
る者の非公式の名簿を事務局長が作成する。そのため、各締約国は、各年の初
めに、自国が小委員会の作業のために提供する用意のある1人又は2人の専門
家の氏名を事務局長に通知するよう要請される（了解事
項13項）。

以上のように小委員会は、ガット事務局長が紛争当事国の同意を得て指名した
紛争当事国以外の国民である個人としての専門家により構成される。なお反ダ
ンピング協定その他の協定についても、小委員会の構成についてはほとんど同様で
ある（反ダンピング協定15条7項、補助金協定18条3, 4, 5項、関税評価
協定附属書Ⅲ、スタンダード協定附属書三、政府調達協定7条8項）。

これに対し、作業部会は5~20カ国の各国代表により構成され、紛争当事国
は常にその中に含まれる（附属書
6項(i)）。作業部会には利害を有する締約国がすべ
て参加することができ、構成国の数は関係する問題及び利益の重要性により異
なることの他、作業部会の構成については了解事項・附属書はこれ以上何も述
べていない。

(4) 小委員会及び作業部会の活動

a 小委員会

小委員会に対する付託条項 (terms of reference) は、理事会において討議・

63) deKieffer, *GATT Dispute Settlements: A New Beginning*, 2 Nw. J. INT'L
L. & Bus. 317, 323 (1980).

承認され、その内容は、通常、「問題を検討し、かつ、締約国団が第23条第2項に定める勧告又は裁定を行うのに役立つ認定を行うこと」とされ、譲許その他の義務の停止が問題とされるときは「第23条第2項の規定に従って問題を検討すること」とされる（附属書6項(ii)）。

小委員会の機能は、事件の事実関係及びガット規定の適用可能性を審査し、これらの事項について客観的な評価を下すことにより、締約国団が第23条第2項の責務を果たすことに役立つことである（了解事項15項、附属書6項(iii)）。さらに、ガット規定の違反又は無効化・侵害の認定がなされたとき、小委員会は締約国団が勧告又は裁定を行うのに役立つよう問題の処理のための適切な提案をしなければならない（閣僚宣言(v)項）。

小委員会自身がその作業手続を定めるがその内容についての慣行は次の通りである（附属書6項(iv)）。小委員会は、関係当事国と2～3回の公式会議を行う。当事国は互いの面前で書面若しくは口頭は又はその両方で自国の見解を明らかにするように要請される。小委員会は両当事国を尋問することができる。小委員会は紛争当事国ではないが紛争に実質的な利害を有する第三締約国の見解も聞く。小委員会はいかなる個人又は機関からも報告又は技術的助言を得る権利を有し、すべての締約国はそのような情報を迅速に、かつ、完全に提供しなければならない（了解事項15項）。小委員会はまたガット事務局の助言又は援助を求めることができる（附属書6項(iv)）。

小委員会の活動が始まった後も、紛争当事国間の和解が奨励され、そのための協議が行われ、和解のための適切な機会が供せられる（了解事項16項、附属書6項(iii)）。さらに和解を試みるために、小委員会の報告は、締約国団に送付される前に、まず、その説明部分が、その後、結論又はその概要が紛争当事国に提示される（了解事項18項、附属書6項(vii)）。紛争当事国間で和解が成立した場合には、小委員会の報告は事件に関する簡潔な記述及び解決が得られた旨の報告に限定することができる（了解事項17項、附属書6項(v)）。

和解が成立しないときには、認定を書面により提出する（了解事項17項）。その内容は、事実の認定、関連規定の適用可能性、認定及び勧告の基礎的な理由から

なる（附属書
6項(v)）。小委員会は、一般協定のルール違反の有無についての見解の表明、紛争当事国に対する勧告案の作成、技術的意見の提出などを行う（附属書
6項(viii)）。

以上の小委員会の活動は、前述の開発途上国用手続を除いて、一定の期間内に終了するように限定されていないが、大体、3～9カ月を要する（附属書
6項(ix)）。緊急の場合は、小委員会設置の日から3カ月以内に認定を提出するように求められることがある（了解事
項20項）。ダンピング防止協定にも、小委員会の認定の提出を一定の期間内に限る規定はない。関税評価協定では3カ月以内（附属書
III 6項）、スタンダード協定では4カ月以内（14条
18項）、政府調達協定では4カ月以内（7条
10項）を目標とすべきであると定められている。補助金協定では60日以内に認定を提出すべきであると定められている（18条
2項）。

b 作業部会

作業部会に対する付託事項は、一般に、「一般協定の関連規定に照らして問題を検討し、理事会へ報告すること」である（附属書
6項(i)）。作業部会自身がその作業手続を定めるが、その内容についての慣行は次の通りである（同上）。問題を検討するための1～2回の会議が開かれ、次に結論を討議する最終会議が開かれる。コンセンサスが求められる傾向があり、作業部会の報告の作成にはなんらかの交渉及び妥協が行われる。報告には構成国すべての見解が記載され、従って必要な場合には個別の見解が記載される。

この報告は理事会によって採択され、締約国団が最終的決定を下す際の基礎となる勧告的意見であるとされる。

(5) 締約国団及び委員会の活動

a 締約国団

締約国団は小委員会又は作業部会により提出された報告を速やかに検討する。次に、相当な期間内にその報告に基づき適切な措置をとらなければならない（了解事
項21項）。慣行では、小委員会又は作業部会の勧告がそのまま採択される。勧告は、通常、一般協定と一致しないと認定された措置の撤回を確保しようとするものである。そのような撤回が実際的でない場合に限り、その撤回までの

暫定的な措置として、補償規定が援用される（3項^{附屬書}）。

締約国団により採択された勧告に紛争当事国が応じないときは、申立国の譲許その他の義務の適用を相手国に対して停止することの締約国団による許可が問題となり得る。これは一般協定第23条の定める最終的な措置であり、申立国の救済措置であると同時に一種の制裁措置であると考えられる。しかし譲許その他の義務の停止が実際に制裁の役割を果たすかどうかは疑問であり⁶⁴⁾、附屬書もその措置の存在を指摘し、それが過去1回だけ許可されたことがあることを述べているのみである（4項）。そして了解事項では制裁にかわる勧告の実現を促す措置として、監視 (surveillance) があげられている。すなわち、締約国団は勧告又は裁定を行った問題を監視するものとされる（22項）。また、締約国団は貿易体制の発展に定期的かつ組織的な再検討を加えることになっているが、紛争処理手続の対象となった措置は、特別な注意が払われる事項の1つにあげられている（了解事項24項）。さらに閣僚宣言において、次のことが加えられた（viii項）。理事会は勧告に従ってとられた措置を定期的に再検討するものとされる。勧告の対象となった締約国は、自国のとった措置又は締約国団の勧告若しくは裁定を実施しない理由を特定された妥当な期間内に報告するものとされる。そして申立国は、了解事項第22条に定められているように適切な解決を得ることを目的とする適当な努力をするように締約国団に要請することができることを再確認している。

なお閣僚宣言は、締約国団がとり得る追加的な措置として、他の産品に関する補償の調整又は譲許その他の義務の停止があることを明示している（ix項）。

b 委員会

以上のような一般協定第23条の手続に関する締約国団の活動と対照的なのは、補助金協定第18条第9項に定められている「補助金及び相殺措置に関する委員会」の活動である。この委員会は、できるだけ速やかに小委員会の報告を検討し、当事国に対し勧告を行うことができる。勧告は小委員会の報告の受領後30

64) J. JACKSON, *supra* note 3, at 185; K. DAM, *supra* note 3, at 364-375; R. HUDEC, *supra* note 3, at 184.

日以内に提示されるべきであるとされる。そして勧告が妥当な期間内に実施されなかった場合には、適当な対抗措置を承認することができるのである。関税評価協定（20条^{7,8},^{9,10}項）、スタンダード協定（14条^{19,20},^{21,22}項）、政府調達協定（7条^{11,12,13},¹⁴項）は、委員会の勧告又は裁定、勧告を受けた締約国が勧告を実施できないときのその旨の報告義務及びその場合の措置、それぞれの協定に基づく義務の停止の許可、勧告又は裁定の行われた問題の監視などを規定している。ダンピング防止協定には以上の事項に関する規定はない。

(6) 非関税措置に関する諸協定の紛争処理手続と一般協定第23条の紛争処理手続の関係

前述のように、ライセンス協定、航空機協定、牛肉取極及び国際酪農品取極は独自の紛争処理手続を有せず、一般協定第23条及び了解事項の規定が適用・準用される。しかし、反ダンピング協定その他、独自の紛争処理手続を有する協定については、その手続と一般協定第23条の手続との関係が問題となり得る。

まず第1に、反ダンピング協定（15条^注）、スタンダード協定（14条²³項）及び関税評価協定（20条¹¹項）は、それぞれの協定に基づく権利・義務に関し紛争が生じた場合でも、一般協定に基づく権利を行使する余地のあることを認めている。ただし、一般協定に基づく権利・義務を行使するのに先立ち、それぞれの協定による紛争処理手続を尽くすべきであるとしている。従って、それぞれの協定による紛争処理手続の完了が一般協定第23条の紛争処理手続開始の前提条件となる。

これに対し、補助金協定及び政府調達協定には、一般協定第23条の紛争処理手続との関係に言及する規定はない。この2つの協定はその重要性のために比較的完全な体系性を有する⁶⁵⁾。従ってこれらの協定に基づく権利・義務に関し生じた紛争は、それぞれの協定の紛争処理手続によってのみ処理されるものと考えられる。

65) Flory, *Le accords du Tokyo Round du G. A. T. T. et la réforme des procédures de règlement des différends dans le système commercial interétatique*, 86 REVUE GÉNÉRALE DE DROIT INTERNATIONAL PUBLIC 235, 252 (1982).

三. ガット紛争処理手続の役割

1. 紛争の回避⁶⁶⁾

一般的に紛争処理手続の存在は、単にその存在自体が紛争当事者の紛争処理の努力を促し、紛争の回避を導く可能性がある⁶⁷⁾。ガットの紛争処理手続も同様にその存在自体が紛争の回避を導く役割を果たすことがあり得ると考えられる。例えば、内国税についてこのような紛争の回避があったとされる⁶⁸⁾。

このような潜在的な紛争の回避の外に、ガットの紛争処理手続では、いくつかの時点において紛争の回避の機会が用意されている。まず紛争当事国間の協議が義務づけられており⁶⁹⁾、この段階で紛争が回避される可能性がある。次に、調停の手続が用意されており⁷⁰⁾、ここでも紛争が回避される可能性がある。紛争が締約国団又は委員会に付託され、小委員会が設置された後でも、紛争が回避されるように小委員会には司法的な判断を下す役割の他に、紛争当事国間の和解を促進する役割が与えられている⁷¹⁾。小委員会が紛争当事国間の和解を積極的に促進することとし、紛争の回避がはかられるのである。

2. 紛争の解決

了解事項第9項によれば、一般協定第23条第2項の手続の利用は争訟的 (contentious)⁷²⁾ な行為であると考えられるべきではないとされている。また、ガットの文書にはこの手続を調停と呼ぶものもある⁷³⁾。しかし前述のように、

66) 一般協定第23条又は各種協定の紛争処理条項に基づく紛争処理手続が締約国団又は委員会の勧告又は裁定が出る段階に達した場合を狭義の意味で「紛争の解決」と本稿では呼ぶこととし、同じく紛争の解決であってもこれ以前の段階で紛争が終結した場合を2つを区別する便宜のために「紛争の回避」と呼ぶこととする。

67) 千葉正士『法と紛争』、三省堂、1980年、73頁。

68) DAM, *supra* note 3, at 131.

69) 前述 118 頁。

70) 前述 119 頁。

71) 前述 122 頁。

72) もっともこの用語は「対争的」といった強い意味で用いられているのかもしれない。「対争」という用語については、千葉、前掲注 67)、45 頁を参照のこと。

73) 例えば、GENERAL AGREEMENT ON TARIFFS AND TRADE, BASIC DOCUMENTS AND SELECTED INSTRUMENTS の最近の各 SUPPLEMENT の CONCILIATION

この手続において、小委員会は紛争に中立な専門家により構成され、事実の認定及びガット関連規定の適用、すなわち法の適用を行う。小委員会の判断はそのまま締約国団会議の勧告又は裁定とされ、それが実施されない場合は、申立国の譲許その他の義務の停止の許可という一種の制裁措置が用意されている。申立国の相手国に対する譲許その他の義務の停止という措置は補償のための報復的なものであり、制裁としての事実上の実効性は乏しく、また実際ほとんど行われていないが、そのような措置がとられる可能性の存在により、締約国団の勧告又は裁定の受諾が単に任意的なもの以上のものになるということとは否定できない。さらに、たとえこの制裁の法的な意味について問題があるとしても、一定の権威を有する小委員会の判断又は締約国団の勧告・裁定は規範的圧力を紛争当事国に加える。従って一般協定第23条第2項の紛争処理手続は純粋な調停手続ではなく、司法的解決のための手続という役割を有するのである。

ただしガット紛争処理手続の司法的側面を余りにも強調することは疑問視されており⁷⁴⁾、附属書第4項に見られるように、紛争両当事国相互にとって受諾可能な積極的な解決が強調され、紛争両当事国の合意のない紛争の解決においても一般協定に矛盾する措置の撤回が第1の目的であり、譲許その他の義務の停止という最終的な手段は例外的なものとされることに注意すべきである。

3. 一般協定の強行

紛争処理手続による紛争の処理は、単に個々の紛争が処理されるという意味だけではなく、一定のルールが解釈・適用され、そのルールが強行されるという意味を持つ。ガットの紛争処理手続もそれがいかに紛争に対する柔軟性を持つ対応であっても、前述のようにガットの関連規定の適用可能性を判断するものである限り、ガット・ルールを強行するという役割を果たす。ガットにおける交渉及び他の協議も確かに一般協定を強行する役割を果たすが、紛争処理手続はガット・ルールの強行の「最終的なテスト」⁷⁵⁾として特別な意味を有する。

の項。

74) 外務省情報文化局『ガットと日本』、外務省、1982年、35頁。

75) Нудес, *supra* note 18, at 147.

締約国同士が相互的かつ互恵的に利益を与え合うガット体制の本質は、関税譲許によって創り出される抽象的な法律関係ではなく、その強行メカニズム(enforcement mechanism)にあるとされるが⁷⁶⁾、その機構の主たるものこそ紛争処理手続である。「ガット・システムに対する信頼は紛争処理メカニズムの機能の有効性如何にかかっている」⁷⁷⁾、あるいは「GATT規定の有効性を担保する上で、紛争処理手続はきわめて重要な意味を持つ」⁷⁸⁾と言われるのは、紛争処理手続がガット・ルールの強行メカニズムとしての役割を有するからこそである。

おわりに

一般協定には、解釈上の疑義、仲裁、紛争解決などの条文見出しが付けられている規定はないにもかかわらず、第23条の無効化・侵害条項が紛争処理条項となり、一般協定には規定のない小委員会による手続などにより紛争を処理する慣行が生成し、それが東京ラウンドにおいて成文化された経緯を簡単に説明し、その手続制度を解説することを本稿では試みた。紙数の制限もあり、実際にどのような紛争が処理されたかについては検討していない。紛争処理手続の研究には、その手続による紛争処理の実例の分析が不可欠であると考えられるので、過去及び将来の事例の考察を今後の課題としたい。

ガット紛争処理手続の役割として、紛争の回避、紛争の解決及び一般協定の強行の3つだけをあげたが、例えば最近問題となっている国内説得のための政治的利用⁷⁹⁾など、他の役割も考えられる。さらにフォークランド紛争における経済制裁⁸⁰⁾やカナダの外国投資審査法⁸¹⁾などガットの守備範囲を越えるような

76) DAM, *supra* note 3, at 79.

77) 外務省情報文化局、前掲注74)、35頁。

78) 沼田貞昭「GATTと日本の立場」『国際問題』第278号、1983年5月、60頁。

79) 「国際機関情報 GATT」『貿易と関税』第31巻第7号、1983年7月、46頁。

80) Recent Developments, *Economic Sanctions: Falkland Islands (Malvinas)*, 23 HARV. INT'L L. J. 404 (1983).

81) Turner, *Canadian Regulation of Foreign Direct Investment*, 23 HARV. INT'L L. J. 333 (1983); 大熊忠之「一般化」に向かうカナダ・アメリカ関係」

問題にまでガットの紛争処理手続が利用される例が出てきている。ガットの紛争処理手続にはたくさんの役割が存在しそうである。

以上のような紛争処理に関するものを含めて、ガットの法的研究は是非とも必要であると考えられる。締約国の一定の措置が実際に貿易障壁となるかどうかは経済学により判断されるとしても、その措置が一般協定その他の条約に違反するかどうかの検討は、「法律家の仕事であって、経済学の問題ではない」⁸²⁾とされるからである。その他にも、ガットの法的研究の持つ意味はいろいろ考えられるであろうが、国際組織であるガットが独特の紛争処理手続により国際紛争を処理し、条約である一般協定が紛争処理手続により一種の判例法的発展をする可能性を考えると、国際法の観点からも興味深いことである。

『国際問題』第280号，1983年7月，60頁。

82) 小宮隆太郎・天野明弘『国際経済学』，岩波書店，1972年，250頁。